

議案第62号

所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について

所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 6月 3日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市災害対策本部の組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例

所沢市災害対策本部条例（昭和38年告示第149号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を置くことができる。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（上下水道災害対応本部）

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、前条に規定する部のほか、災害対策本部に上下水道災害対応本部を置くことができる。

2 上下水道災害対応本部に上下水道災害対応本部長及び上下水道災害対応本部員を置き、災害対策本部長が指名する。

3 上下水道災害対応本部長は、上下水道災害対応本部の事務を掌理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。